



2024年12月26日

各位

会社名 株式会社Eストアー
代表者名 代表取締役COO社長 柳田 要一
(コード：4304 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 津田 哲也
電話番号 03-6434-0978

特定子会社の異動（株式譲渡）及び特別利益の計上並びに 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社が保有する、当社の連結子会社である株式会社 SHIFFON（以下「SHIFFON」といいます。）の株式の全部を、SHIFFON の取締役である西村健太氏（以下「西村氏」といいます。）が出資して設立された株式会社 SFN へ譲渡すること（以下「本株式譲渡」といいます。）を決議し、本日付で株式譲渡契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本株式譲渡に伴い、SHIFFON は当社の連結の範囲より除外され、当社の特定子会社ではなくなることになり、また、2025年3月期において、関係会社株式売却益として特別利益を計上する予定です。

本株式譲渡を実行するにあたっては、当社が譲渡することを予定している SHIFFON の株式の帳簿価額が当社の総資産額の5分の1を超えるため、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第467条第1項第2号の2に基づき株主総会における特別決議により承認可決されることが必要となります。そのため、当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集に関する基準日の設定等について決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 特定子会社の異動（株式譲渡）及び特別利益の計上

1. 株式譲渡の理由

当社は、2022年8月下旬、当社の HOI（ハンズオンインキュベーション）事業の対象企業として、SHIFFON（当時の商号：株式会社志風音）の株式301株（議決権所有割合にして50.17%）を取得し連結子会社化するとともに、2023年6月下旬には SHIFFON の株式179株を追加取得し、SHIFFON の株式合計480株（議決権所有割合にして80.00%）を所有するに至りました。SHIFFON は、国内外のアパレルブランドからライセンスを取得し、アパレルを中心とした商品の企画、製造及び販売を行うことを主たる事業としており、卸売り・EC（注1）販売・OEM（注2）等のリテール機能を有していたところ、当社は、特に EC での D2C（注3）による販売形態に関して当社の EC 成長ノウハウや人的リソース投入により SHIFFON の事業成長を加速させることができると考えたこと等を踏まえ、SHIFFON の連結子会社化に至ったものです。

（注1）「EC」とは、「Electronic Commerce」の略であり、インターネット上でモノやサービスを売買すること全般を指します。

（注2）「OEM」とは、「Original Equipment Manufacturing」の略で、他社ブランド製品の製造を行うことをいいます。

（注3）「D2C」（Direct to Customer）とは、中間業者を通さずに消費者に直接販売することをいいます。

当社は、SHIFFON の連結子会社化後、SHIFFON による EC 事業の支援を行うとともに、同社の DX 化プロジェクト（各種 DX ツールの導入等）を推進する等、同社の事業に積極的に関わってきました。このような中、2024年7月中旬、SHIFFON の創業者であり、取締役（2023年12月までは代表取締役）として設立以来業務執行を中心的に担うとともに SHIFFON の株式120株（議決権所有割合にして20%）を所有する西村氏より、当社が保有する SHIFFON の株式を買い取りたい旨の初期的な申し出を受け、その後2024年9月30日付けで、本株式譲渡に係る意向表明書の提出を受けました。西村氏は、将来的には SHIFFON の新規株式公開も見据えた事業展開を

検討する中で、同社の事業をより拡大させるためには積極的な M&A の推進等大胆な施策の実行も必要と考えているところ、当社という上場会社を親会社とするグループに所属したままでは、最終的な株主や投資家への影響等も気にしながら慎重な対応をせざるを得ず、機動的な判断に対して制約があると思われること、親会社の存在がなくなることで M&A 等の施策を推進する上で必要となる資金についてもエクイティを用いた資金調達が可能になるなど、資金調達の幅も広がること等を踏まえ、本株式譲渡に係る提案に至ったということです。

(注4)「DX」とは、「Digital Transformation」の略であり、データやデジタル技術を活用し、新たなビジネスモデルの創出や既存ビジネスの変革を行うことをいいます。

当社は、西村氏からの本株式譲渡に係る提案を受け慎重に検討いたしました。同社の事業成長を更に加速するためには西村氏による所有と経営の一致した機動的な意思決定が可能な経営体制が望ましいという西村氏の考え方に賛同するに至り、本日開催の取締役会において、本株式譲渡を実施することを決定しました。

2. 譲渡する子会社の概要

(1) 名 称	株式会社 SHIFFON		
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目8番4号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 日野 富士男		
(4) 事 業 内 容	紳士婦人服、紳士婦人肌着、紳士婦人服飾雑貨の企画、輸入、生産、卸販売、OEM/ODM 事業、同上の輸出、小売業、海外メーカーの代理店業務		
(5) 資 本 金	3,000 万円		
(6) 設 立 年 月 日	2004 年 6 月 16 日		
(7) 大株主及び持株比率	株式会社 E ストアー	80%	
	西村 健太	20%	
(8) 当社と当該会社の関係			
資 本 関 係	当社は当該会社の株式を 80% 保有しております。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	当社は当該会社による EC 事業の支援を行うとともに、同社の DX 化プロジェクト（各種 DX ツールの導入等）を推進する等の経営支援を行っております。その他、当該会社は当社が提供する EC サイトを構築するためのサービスであるショップサブサービスを利用しております。		
(9) 最近3年間の財政状態及び経営成績			
決 算 期	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期
純 資 産	694 百万円	862 百万円	1,293 百万円
総 資 産	2,450 百万円	2,579 百万円	3,339 百万円
1 株 当 たり 純 資 産	1.1 百万円	1.4 百万円	5.5 百万円
売 上 高	4,701 百万円	6,052 百万円	6,444 百万円
営 業 利 益	526 百万円	439 百万円	547 百万円
経 常 利 益	522 百万円	437 百万円	664 百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	348 百万円	167 百万円	428 百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	0.5 百万円	0.2 百万円	0.7 百万円
1 株 当 たり 配 当 金	—	—	—

3. 株式譲渡の相手先の概要

(1) 名 称	株式会社 SFN	
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号赤坂パークビル 18 階	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 西村 健太	
(4) 事 業 内 容	株式会社 SHIFFON の株式を保有することによる、当該会社の事業活動の支配・管理、また、これに付随する一切の業務	
(5) 資 本 金	1 万円	
(6) 設 立 年 月 日	2024 年 12 月 10 日	
(7) 大株主及び持株比率	西村 健太	100.0%
(8) 当社と当該会社の関係		
資 本 関 係	該当事項はありません。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	該当事項はありません。	
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

4. 譲渡株式数、譲渡価額及び異動前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	480 株 (議決権の数：480 個) (議決権所有割合：80%)
(2) 譲 渡 株 式 数	480 株 (議決権の数：480 個)
(3) 譲 渡 価 額	3,047,520,000 円
(4) 異動後の所有株式数	0 株 (議決権の数：0 個) (議決権所有割合：0%)

5. 日程

(1) 取 締 役 会 決 議 日	2024 年 12 月 26 日
(2) 株 式 譲 渡 契 約 締 結 日	2024 年 12 月 26 日
(3) 株 主 総 会 決 議 日	2025 年 2 月 28 日 (予定)
(4) 株 式 譲 渡 実 行 日	2025 年 3 月 1 日 (予定)

6. 今後の見通し

本株式譲渡に伴い、2025 年 3 月期の単体決算において約 350 百万円を関係会社株式売却益として、特別利益に計上する見込みです。また、2025 年 3 月期の連結決算において関係会社株式売却益として一定額を特別利益に計上する見込みではありますが、精査中であるため、その金額は未定であり、確定次第開示いたします。

なお、当社が本日付で公表した「株式会社 JG27 による当社株式に対する公開買付けの開始予定に係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「当社意見表明プレスリリース」といいます。）のとおり、株式会社 JG27（以下「公開買付者」といいます。）は、一定の前提条件が充足された場合（又は公開買付者により放棄された場合）に、当社の普通株式に対する公開買付けを実施する予定であるところ、本株式譲渡が完了していることはかかる前提条件の一つとされております。詳細は、当社意見表明プレスリリースをご参照ください。

II. 臨時株主総会招集のための基準日設定

1. 臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025 年 1 月 10 日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2025年1月10日(金曜日)
- (2) 公告日 2024年12月26日(木曜日)
- (3) 公告の方法 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)
<http://estore.jp/>

- 2. 臨時株主総会開催予定日
2025年2月28日(金曜日)

- 3. 付議議案及び開催場所等について

上記のとおり本臨時株主総会において本株式譲渡に関して承認を得るため、「子会社株式の譲渡契約承認の件」を付議する予定です。付議議案及び開催場所等の詳細につきましては決定次第今後発送予定の臨時株主総会招集通知等でお知らせいたします。

以 上